

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年9月12日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年9月26日から同年10月16日まで縦覧に供する。

令和6年9月20日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 宮地区	丸亀市産業生活部 農林水産課
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 井の坪地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大畑地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下久保地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大林地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 中村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 田村池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 中組東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 聖池地区	〃